

平成 25 年 11 月 19 日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
課長 辺見 聡 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会  
会長 橘 文也

## 障害福祉サービス事業に係る指定基準の一部見直しを求める要望

障害者支援施設等における安定した福祉サービスの提供のため、標記について、次のとおり要望いたしますので、趣旨をご理解のうえよろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

### 記

#### 〔一部見直しを要望する障害福祉サービスの指定基準〕

障害福祉サービス事業に係る指定基準のうち、「生活介護」並びに「障害者支援施設(生活介護を行う場合)」に係る人員配置基準の「医師」の配置についての一部見直しを要望いたします。

(現行の「医師」に係る人員基準)

利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

#### 〔一部見直しの要望内容〕

利用者に対する日常生活上の健康管理及び療養上の指導について、医療機関への通院等により適切に確保されている場合については、例外として医師をおかなくてもよいとする内容に、指定基準の人員基準を見直すことを要望いたします。

#### 〔医師をおかなくてもよいとするための条件〕

生活介護の単位ごとに 1 人以上の看護職員が配置されていること

利用者の通院について、その体制が確保されていること

利用者に対する日常生活上の健康管理及び療養上の指導を受けることができる医療機関との連携が確保されていること

利用者の入院に際して、入院受入が可能な医療機関との連携が確保されていること

〔一部見直しを要望する事由 1〕

「生活介護を実施する障害者支援施設の配置医師に関する実態調査」(平成 25 年 10 月・公益財団法人日本知的障害者福祉協会)の調査結果より

配置医師の契約状況において、「嘱託医契約」が全体の約 94%を占めている

嘱託医の業務内容は、「定期健康診断」等が中心であり、その診療に係る時間は年間平均約 51 時間と短い

嘱託医との契約にも関わらず、6 割以上の通院において嘱託医が所属する医療機関とは別の医療機関に通院している

嘱託医が所属する医療機関とは別の医療機関に通院している理由として、9 割の施設・事業所が、「医師の専門(診療科目)が異なる」ことをあげている

障害者支援施設には看護職員が配置されており、通院をとおして利用者の健康管理及び療養上の指導が図られている

〔一部見直しを要望する事由 2〕

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」をめぐる現状の課題

障害福祉サービス事業に係る報酬上の評価と診療報酬との併給問題によって、配置医師の 9 割以上を占める嘱託医との契約が困難となっている状況が生じていること

知的障害者の障害特性により、障害者支援施設においては配置医師による施設内での日常的な健康管理や療養上の指導に加え、複数の医療機関への通院を必要としている。この実態が通知上の「みだり診療」とみなされ、利用者の適切な医療の保障に大きな弊害となっていること